

健全化判断比率と資金不足比率を公表します

令和6年度決算の数値を基に算定した、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を公表します。

これは、地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の経営の健全化を目的に、平成19年6月に公布された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表することが義務づけられたことによるものです。

4つの健全化判断比率には、「早期健全化基準」がそれぞれ設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

さらに、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた3指標に設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

また、資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

遠別町の健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても基準を下回りました。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指 標	令和6年度決算数値 (令和5年度決算数値)	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— (—)	15.0	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (—)	20.0	30.0
実 質 公 債 費 比 率	9.0 (9.2)	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	— (—)	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算定されないため、「—」表示になっています。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和6年度決算数値 (令和5年度決算数値)	経営健全化基準
遠別町簡易水道事業会計	0.5 (—)	20.0
遠別町下水道事業会計	— (—)	20.0

※下水道事業会計は資金不足比率は算定されないため、「—」表示になっています。

※いずれの会計とも令和6年度から公営企業会計に移行しており、前年度決算数値については参考までに特別会計の数値をそれぞれ記載しています。

用語解説

実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

（家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合。）

※標準財政規模＝標準税収入額等（町税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。

（家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。）

将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

（家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。）

資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務づけられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは総務大臣又は知事から必要な勧告が行われます。

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。

財政再生基準

財政再生基準を1つでも上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができます。（同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。）また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。